

地方独立行政法人静岡県立病院機構 第4期中期目標の策定に係る考え方及び原案

1 中期目標とは

(1) 法律上の位置付け

- ・ 定義 (地独法第25条第1項) 「地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標」
- ・ 法定記載事項 (同条第2項)

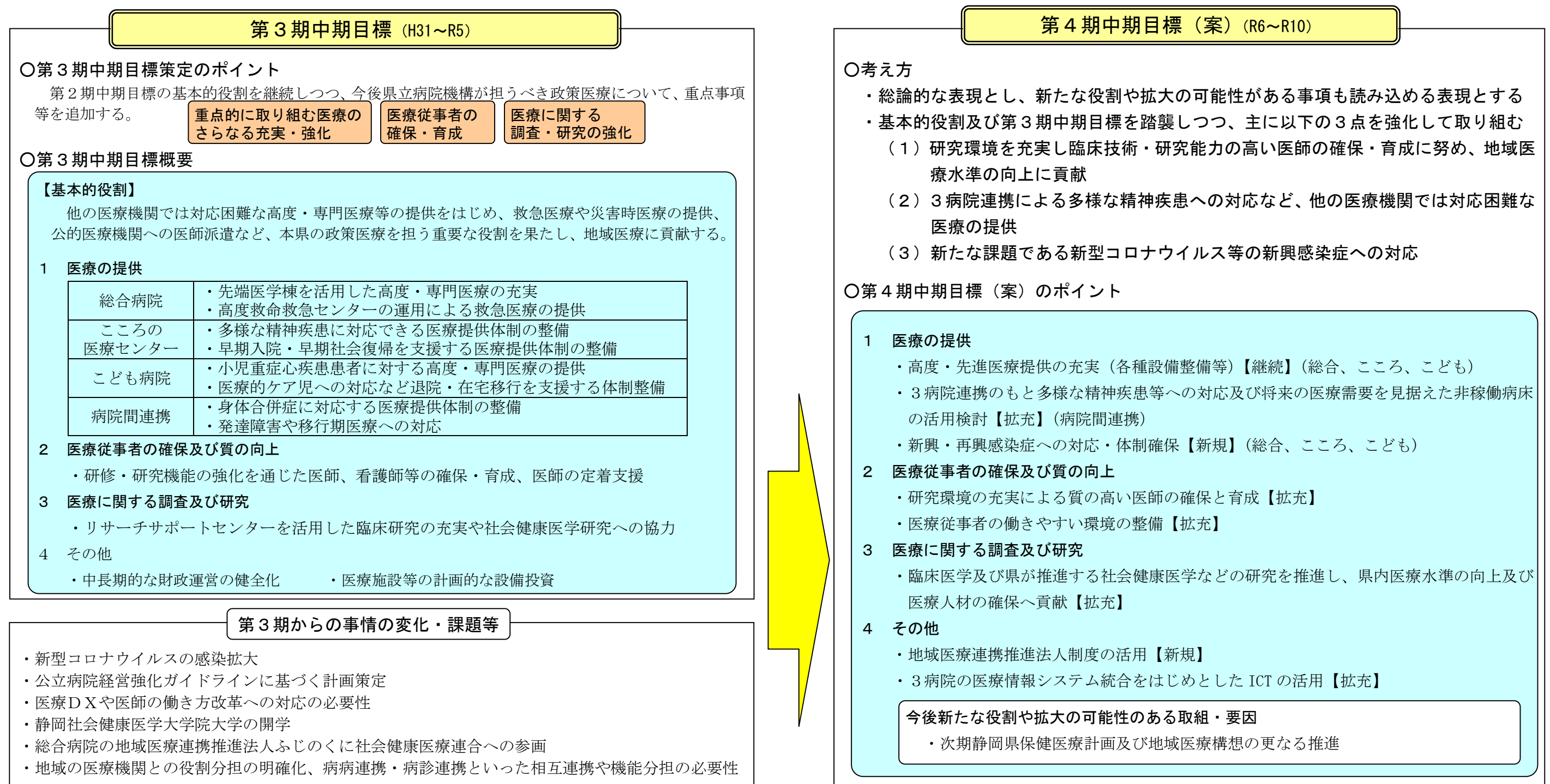
第1 中期目標の期間(3年以上5年以下で知事が定める期間)	第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第5 その他業務運営に関する重要事項
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	第4 財務内容の改善に関する事項	

前文
法定記載事項ではないが、確認した全ての地方独立行政法人で記載

(2) 本県における位置付け

- ・ 「地方独立行政法人の特徴である自律性、機動性、柔軟性を最大限発揮させるとの観点から、目標期間中において達成すべき業務運営に関する知事の方針書」
- ・ 知事の方針書として、法人だけでなく、広く県民に伝えるとの観点から、分かりやすく、簡潔な構成及び表現とする(第1期～第3期と同様の考え方)

2 策定の考え方



第3期からの事情の変化・課題等

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大
- ・ 公立病院経営強化ガイドラインに基づく計画策定
- ・ 医療DXや医師の働き方改革への対応の必要性
- ・ 静岡社会健康医学大学院大学の開学
- ・ 総合病院の地域医療連携推進法人ふじのくに社会健康医療連合への参画
- ・ 地域の医療機関との役割分担の明確化、病病連携・病診連携といった相互連携や機能分担の必要性

地方独立行政法人静岡県立病院機構 第4期中期目標の策定

1 概要

静岡県立病院機構の第3期中期目標が令和5年度末をもって期間満了となることから、第4期中期目標を策定する。＜目標期間：令和6年度から令和10年度まで（5年間）＞

2 中期目標の位置付け

- 地方独立行政法人法第25条に基づき、県立病院機構の設置者である県が定める県立病院機構が達成すべき業務運営に関する目標
- 県は、県立病院機構が果たすべき役割等を指示
- 県立病院機構は、中期目標を達成するための「中期計画」を策定

3 策定方針

- 第3期中期目標における評価の結果を反映させる。（現在、令和4年度末までのみなし評価実施中）
- 第3期中期目標を踏襲しつつ、主に以下の3点を強化して取り組む。
 - ア 新たな課題である新興・再興感染症への対応
 - イ 3病院連携による多様な精神疾患等への対応など、他の医療機関では対応困難な医療の提供
 - ウ 研究環境を充実し、臨床技術・研究能力の高い医師の確保・育成に努め、地域医療水準の向上に貢献

4 第4期中期目標（案）のポイント

(1) 第3期のみなし評価（案）、課題等に係る主な事項

※下線部はみなし評価（案）

(2) 次期（第4期）中期目標（案）のポイント

新型コロナウイルスの感染拡大

- 新型コロナウイルス感染症への対応のため、3病院において専用病床を確保しており、今後も継続した病床の確保とともに、改正感染症法を踏まえた次の新興・再興感染症への対応が必要である。

多様な精神疾患への対応の必要性

- 認知症・発達障害・依存症等の患者や高齢化に伴う身体合併症を有する精神障害者が増加し、精神医療のニーズが高まっている。
- こころの医療センターの非稼働病床について、活用の検討が必要である。

医師の働き方改革への対応の必要性

- 令和6年度から始まる医師の働き方改革に対応するため、ICTの活用も含めた業務の効率化を進め、働きやすい勤務環境を整備するなど、継続して医療従事者の確保を進める必要がある。

魅力ある研究環境の整備の必要性

- 総合病院の研究サポートセンターでは、令和3年度に開学した静岡社会健康医学大学院大学と連携し、今後も県民の健康寿命の延伸に資する研究の推進が期待されている。
- 医療人材の確保の観点から、魅力的な臨床研究ができる環境を整えることが求められる。

地域医療連携推進法人ふじのくに社会健康医療連合への参加

- 地域医療連携推進法人制度を活用し、静岡医療圏の救急医療体制の維持に貢献している。

地域の医療機関との役割分担の明確化、相互連携や機能分担の必要性

- 人口減少や少子高齢化が急速に進行する中、県立病院として長期的な医療需要の変化を見据え、地域の医療機関との機能分化及び連携に基づく医療提供体制の構築が必要である。
- 病床稼働率の向上に向け、高度・先進医療の更なる充実が必要である。

新興・再興感染症への対応

- 新興・再興感染症への対応・体制確保【新規】

多様な精神疾患等への対応

- 3病院連携のもと多様な精神疾患等への対応及び将来の医療需要を見据えた非稼働病床の活用検討【拡充】

医師の確保と高度医療、地域医療の水準向上

- 研究環境の充実による質の高い医師の確保・育成【拡充】
- 医療従事者の働きやすい環境の整備【拡充】
- 高度・先進医療提供の充実【継続】
- 臨床医学及び県が推進する社会健康医学などの研究を推進し、県内医療水準の向上及び医療人材の確保へ貢献【拡充】
- 地域医療連携推進法人制度の活用【新規】
- 3病院の医療情報システム統合をはじめとしたICTの活用【拡充】

5 スケジュール

区分	8/7（第1回評価委員会）	8月～9月	10月（第2回評価委員会）	12月	令和6年2月
中期目標（県策定）	原案・みなし評価案 意見聴取	パブリック コメント	最終案意見聴取	12月県議会に提出 ⇒議決後、病院機構に指示	—
中期計画（病院機構策定）	—	—	原案意見聴取	—	2月県議会に提出 ⇒議決後、認可

数値目標（R6～R10）（案）

区分	患者満足度	病床稼働率	経常収支比率
総合	(入院)90%以上 (外来)85%以上	90%以上	中期目標期間の累計で 100%以上
こころ	(外来)85%以上	85%以上	
こども	(入院)90%以上 (外来)90%以上	75%以上	